二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

一㈠　保安林の所在場所　北海道常呂郡訓子府町字豊坂一二八の一（次の図に示す部分に限る。）、一二八の二
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ八五八の一地先・字フンベヲマトマリ四九四地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡岩手町大字一方井第一地割四三の一、四三の四、四三の三三一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び岩手町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県一関市山目町三丁目二二九・二七八の五・中里字沢田二四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
渡良瀬川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から百四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と百四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県みどり市東町荻原	一号
二九番二	二号
四六番五	三号から六号まで
五三番一	七号
五九番二	八号
五八番一	九号
六七番	十号及び十一号
六八番	十二号
八七番	十三号
八六番	十四号
六九番	十五号
七七番	十六号
群馬県みどり市東町花輪	十七号
七八番	十八号
八〇番五	十九号
八〇番二	二十号
二五番二	二十一号
八番二	二十二号及び二十三号
八番一	二十四号
十一番一	
十三番一	
十四番一	
二六六番六	
二六五番一	
二六二番	
二五八番一	
乙二五六番一	
二五三番一	
二五〇番	
二八七番一	
二八八番一	
二九〇番二	
二九一番一地先河川敷	
二九三番一	
二九六番一	
乙五七〇番	
五七〇番四	
五七三番一	
五七二番二	
五七四番一	
五七八番八	
群馬県みどり市東町小夜戸	
一二六四番一	
一二五七番二	
一二五七番四	
一二六五番一	
一二七一番	
一二七〇番一	
一二七〇番二	
一二七七番一	
一二七七番二	
一二七六番	
一二八〇番	
一二八一番	
一二七八番二	
一二七八番三	
一四一八番二	
乙一四二一番	
一四二一番三	
一四二一番一	
二十五号	
二十六号	
二十七号	
二十八号	
二十九号	
三十号及び三十一号	
三十二号	
三十三号	
三十四号	
三十五号	
三十六号	
三十七号	
三十八号	
三十九号から四十一号まで	
四十二号及び四十三号	
四十四号	
四十五号	
四十六号及び四十七号	
四十八号	
四十九号	
五十号から五十二号まで	
五十三号及び五十七号	
五十四号から五十六号まで	
五十八号	
五十九号	
六十号	
六十一号	
六十二号及び六十三号	
六十四号及び六十五号	
六十六号及び六十七号	
六十八号から七十六号まで	
七十七号から八十二号まで	
八十三号	
八十四号	
八十五号	
八十六号から九十号まで	
九十一号	
九十二号	